

令和8年 第1回(1月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和8年第1回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 1月23日(金曜日)

会 期 1日間

閉 会 1月23日(金曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
1	23	金	本会議	10時	開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 ・採決 閉 会

令和8年第1回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和8年1月23日(金) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第1号 篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第2号 令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第7, 請願第2号 「篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び
温浴施設」の廃止撤回を求める請願書

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
1	篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
2	令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算 特別委員会

令和8年 第1回 臨時会 会議録

招集日時 令和8年1月23日 午前10時

招集場所 篠栗町役場議場

招集日の出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長補佐	有隅恵子
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齋藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では田中健康課長が体調不良のため欠席しております。健康課有隅課長補佐が代理で出席をしております。

ただいまから、令和8年第1回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長において、6番 横山和輝議員、7番 品川静 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月23日の1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第1号及び議案第2号の2議案でございます。それでは、議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 本日は令和8年第1回臨時会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中に御出席賜りまして誠にありがとうございます。本臨時会に提案しております、議案第1号、議案第2号の、2議案について説明をいたします。

議案第1号は「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、令和7年4月に施行された国家公務員等の旅費に関する法律の一部

を改正する法律に準じ、本条例の全部を改正するものであります。

改正の主な内容は、宿泊費を定額支給から地域別に上限額を設定した実費支給への変更のほか、常勤の特別職、一般職の職員及び会計年度任用職員等の日当及び滞在費の宿泊手当への一本化及び鉄道運賃の特急料金距離制限の廃止をするものであります。

議案第2号は「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に3億5,533万2,000円を追加し、予算総額を162億4,729万3,000円とするものであります。

まず歳入は、国庫支出金のうち、総務費国庫補助金の（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）2億3,337万2,000円、民生費国庫補助金の（物価高対応子育て応援手当支給費補助金）1億2,196万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものは、民生費において、子育て支援費として（物価高対応子育て応援手当）1億2,000万円を追加するもの。商工費において、商工総務費として（物価高騰対応地域振興券作成等業務委託）3,300万円、（物価高騰対応地域振興補助金）1億9,976万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、繰越明許費補正は、物価高対応子育て応援手当事業1億2,100万5,000円、物価高騰対応地域振興券事業2億3,297万2,000円を、それぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号は、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第2号の議案は予算関連となりますので、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

なお、予算特別委員会の正副委員長につきましては申し合わせにより、委員長は7番品川静議員、副委員長は3番吉本文枝議員です。

それでは、この後引き続き総務建設常任委員会を行い、その後に予算特別委員会を行います。

では本会議を暫時休止いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前11時05分

○議長(古屋 宏治) それでは、本会議を再開いたします。

日程に従い採決を行います。

日程第5、議案第1号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第1号「篠栗町職員旅費支給条例の全部を改正する条例の制定について」、本議案は、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、令和7年4月に施行された国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律に準じ、本条例の全部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、宿泊費を定額支給から地域別に上限額を設定した実費支給への変更、包括宿泊費の追加、常勤の特別職、一般職の職員及び会計年度任用職員の日当及び滞在費の宿泊手当の一本化及び鉄道賃の特急料金距離制限を廃止するものです。

執行部の説明では、旅費の計算等に係る規定の簡素化、旅費の支給対象の見直し、適正な支出の確保をすることです。宿泊料金については、都道府県単位で宿泊基準額上限を定め、上限付き実費支給に改め、都道府県毎の基準額は、国が実勢データの調査結果を踏まえて設定している基準額に準拠し、この基準額は毎年実勢データの調査を行い見直しすること。また宿泊手当として一夜2,400円の支給に改める

こととなります。なお、宿泊料金に朝食代が含まれている場合は減額調整されるということです。

議会議員、非常勤の特別職、証人等については、今までどおり1日の費用弁償日当相当として2,500円を支給するということです。特急料金の支給対象を100キロ以上としていましたが、この距離規定を廃止し実態に応じて支給するということです。パック料金での旅行についても、旅費を支給できるようにし、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能にするなど、国の改正に準じた旅費制度の改正を行うということです。

当委員会の中で質疑がございましたので説明いたします。

「滞在費はなくなるのか」、との質問に対し、「滞在費が宿泊手当になる」とのことでした。

さらに、「都道府県で宿泊費の基準額が実勢と合わないところがあるが」、との質問に対し、「その時点での社会情勢により変更することが可能」との説明がありました。

質疑終了後の討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第2号「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億5,533万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ162億4,729万3,000円とするものです。

歳出における事業では、民生費において、物価高対応子育て応援手当事業1億2,196万円。商工費において、物価高騰対応地域振興券事業2億3,337万2,000円を増額補正し、主な歳入では、国庫支出金3億5,533万2,000円を増額補正するものです。

繰越明許費として、物価高対応子育て応援手当事業1億2,100万5,000円、物価高騰対応地域振興券事業2億3,297万2,000円。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案どおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、請願第 2 号「篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設の廃止撤回を求める請願書について」を議題といたします。

本請願は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○議員（吉本 文枝） 報告いたします。

請願第 2 号「篠栗町総合保健福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設の廃止撤回を求める請願書について」、本請願は令和 7 年第 3 回定例議会で、議決された議案第 54 号において、篠栗町総合保健福祉センターの温浴施設及びトレーニングルームが令和 8 年 3 月 31 日に廃止されることについて、町民及び利用者に周知することなく、また意図的に説明を行わなかったことなど、廃止を決定する前に町民に理解を得るという大きな過程が欠落しているということ、そして議会に町民の代弁者として、町民の声をしっかりと受け止めた上で判断してほしいとのことで、議会に請願を提出されたものであります。

当該請願については、請願を提出された町政を見守る会 6 名の町民の方から、オアシス篠栗の温浴施設のことについて切なる思いを聞いております。

その中で、主なものを簡潔に紹介いたします。

「65 歳以上の高齢者のために設置され 25 年続いてきた施設である。一般の人若い人も含めて 30% 以上の方が利用されていると思う。町の説明では 0.4% の住民が利用しているとのことで、その意味が分からない。」

「6 億円という数字、漠然とした金額だけで詳しい項目が不明である。」

「存続していくために最小限の費用を投入して、1 年でも 2 年でも存続してほしい。」

「ほぼ毎日のようにトレーニングルームを利用して、足腰がよくなって健康である。」

「1 年間の運営費が修理費などにきちんと活かされているのか分からない。」

「この廃止が決定され、町のホームページで知らされ、詳細な説明がない。また、急なことで不安でしょうがない。」

「9月議会後に廃止のことを聞いて、これまでオアシス篠栗を利用してきて今後どうすればよいか心配である。」

「私たちが集うコミュニティーで、運動にもなり、健康でいられるし、本当に助かっている。」

「最低限の施設を存続させてほしい。」

「町民の方や利用者の方にアンケートやパブリックコメントなどの住民の理解を得る形や段階を踏んで決めてほしい。」

など、切実な思いや意見がありました。

令和7年第4回定例会において継続審査となったもので、これまで議会として常任委員会を2回、全員協議会を1回開催し、議員活動の中で、様々な情報や町民の声を確認しました。

委員会では、意見がありましたので紹介いたします。

「請願2号は住民の方の声の1つであるが、議決を覆す新たな情報が出ていない。」

また、「町内の任意の方に、この廃止に至る経緯や根拠を話すと御理解頂ける町民も多くいたことから、町民全体の総意ではないと考える。」

「施設の老朽化に伴い安全性や環境維持のためには改修が必須である。改修を行わないと4月1日から運営する委託業者がないため、3月31日には閉めなくてはいけない。」

「今後は、高齢者福祉、健康づくりや多世代との交流など、現在のニーズに合った機能に転換していくことが望ましい。」

「広報やアンケートを実施するなどプロセスが明確でなかった。」

「お風呂に関しての現状を住民や利用者に公開することが必要である。」

「今回までの段階に至るまでに予算を計上して、3月31日で閉めます、ということのプロセスを通してきていれば、こんなに大変な状況にはなっていなかった。」

「議会は、条例の制定を判断する場所なので、採決どおりに3月31日で閉鎖して、4月1日からのことは執行部の判断に委ねられることである。その後執行部の提案を受け協議を進めることが適当である。」など意見がありました。

審議後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、賛成少数にて、請願第2号は不採択となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論から。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番 太郎良 瞳でございます。

請願第2号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

温浴施設は長年にわたり皆様に親しまれた大切な施設であり、存続を願うお気持ちは十分理解しております。また、廃止に至るまでの説明の在り方については今後の課題として、受け止める必要があると考えます。施設は、建設から年月が経過し老朽化が進んでおります。安全性や利用環境の維持には相応の改修が不可欠であり、運営を担う指定管理者を確保することも困難な状況であるということも事実として受け止めなければなりません。限られた財源の中で何を優先し、次の世代に何を引き継ぐか、将来にわたって町の行財政運営が持続可能であるかどうかを見据えた判断が、私たち議会に求められている責務だと考えます。新たな施設へと生まれ変わる可能性を含め検討し、将来世代に過度な負担を残さないため、持続可能性を最優先に考えていくことが重要だと思います。

以上のことから、本請願2号に反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論ありませんか。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 議席番号4番、門馬良であります。

私は、本請願に賛成の立場から、討論を行いたいと思います。

本町におきまして、25年にわたり、町民の憩いの場として、また、福祉の一環として運営されてきた温浴施設及びトレーニングルームの廃止につきまして、私は、結論そのもの以前に、町の進め方、すなわちプロセスに重大な問題があったと考えております。

昨年、執行部から突然、老朽化、莫大な再生費用、今後の赤字拡大といった理由をもって、令和8年3月31日をもって廃止するとの方針が示され、議会において、採決が行われました。確かに、老朽化が進んでいること、修繕を重ねてきたこと、コロナ禍以降利用者が減少したこと、指定管理会社から概算約6億円規模の改修をしなけ

れば運営は難しいと示されていること、これらの事実関係について私は否定するものではありません。

しかしながら、町が長年にわたり老朽化で頭を悩ませてきたことにもかかわらず、その実情を町民にほとんど知らせてこなかったこと、そして町民への十分な説明や意見聴取を行わないまま突然廃止という結論を示したことは余りにも拙速であり、不誠実であると言わざるを得ません。私は当時、執行部に対し、「町民説明会を開くべきではないか。」「パブリックコメントなどを活用すべきではないか。」と提案しましたが、受け入れられることはありませんでした。結果としてはどうなったのでしょうか。役場前でのデモ活動、1,685名もの署名、そして今回の請願提出、これは決して一部の感情的な反発ではありません。町民が置き去りにされたという思い、納得できないという声の表れであります。

さらに、町のホームページで突然廃止を知った利用者が役場を訪ね、質問した際に「議会で可決していることをごさいます。どうにもなりません。」との対応がなされたと聞いております。これが町民に寄り添う行政の姿でしょうか。私はそれを聞いたとき、不誠実にもほどがある対応だと感じました。この問題は既に西日本新聞にも取上げられ、町外にも本町の姿勢が伝わっております。

今、私たちは何を決めたかではなく、どう決めたかを問われております。私は今回の請願は、無条件で存続を求めるものではなく、一度立ち止まり、原点に立ち返ることを求めるものだとして理解しております。25年の歴史を持つ施設がなぜここまでに至ったのか。町は何を判断材料とし、どのような選択肢があり得るのか。存続なのか、廃止なのか、あるいは新たな形なのか。これらを町民、議会、執行部が情報を共有した上で丁寧に議論すべきではないでしょうか。一度白紙に戻すことは、決して後退ではありません。それは、町民自治を尊重するための前進であります。

よって、私は本請願に賛成し、町長や町の名誉がかかっていると考えれば、大変重要な議会による廃止決定を一旦白紙に戻してでも、町民への十分な説明と意見聴取を経た上で、今一度、本町にとって真に納得のいく結論を導くべきであることを強く求め、賛成討論とさせていただきます。

○議長（古屋 宏治） 反対討論ありませんか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番 崎山 佐穂 でございます。

請願第2号について、反対の立場から討論いたします。

本請願において述べられている、長年利用されてきた福祉施設が廃止されることへ

の戸惑いや行政及び議会に対する不信感につきましては、町民の率直な思いとして真摯に受け止める必要があると考えております。25年にわたり利用されてきた施設であればこそ、突然の変化に対して納得がいかないという声上がることは十分に理解できるところです。

一方で、私たち議会に課せられている責務は、町全体の将来を見据えた判断を行うことです。この約四半世紀を振り返りますと、人口動態の大きな変化、少子高齢化の進行、さらにはコロナ禍を経験する中で、人々の生活スタイルや価値観は想像以上のスピードで、変化変容してきました。かつては、当たり前であった施設の役割や利用の在り方が現在の社会状況と必ずしも一致しなくなっている現実を私たちは直視しなければなりません。

今、行政に求められているのは、これまで守ってきたものを全て残すことではなく、限られた財源を、より効果的に、より多くの町民のために活用することです。そのためには一定の区切りをつけ、次の時代へ前に進む判断が必要な局面にきています。緊急性がなかったとの指摘もありますが、指定管理者として、これ以上引き受けていただくことが困難であるという、受け手の不在という現実的な問題があります。背景には、施設設備の耐用年数や各種基準の高度化があり、温浴施設においては25年という期間が、全面的な改修もしくは廃止を検討すべき妥当な時期であると考えます。公共施設は、事故や重大な不具合が発生してからでは取り返しがつかないという性質を持っています。多額の改修を行うことで継続が可能となる場合もありますが、改修費用に加え、その後のランニングコストを含めた優先順位を総合的に勘案した結果、廃止という判断に至ったものと理解しております。緊急事態が起こる前に判断することこそが行政と議会に求められる責任ある対応であると考えます。説明や情報発信の在り方については、今後より一層丁寧であるべきであり、町民との対話を重ねていく必要があると考えます。

しかしながら、その課題と政策判断そのものを撤回すべきかどうかは分けて考える必要があります。限られた財源の中で、どの施設を維持し、どこに区切りをつけるかという判断は非常に辛い決断です。だからこそ先送りするのではなく、将来世代の責任を踏まえ、今判断を行うことが求められていると考えます。

以上の理由から、本請願についてはその思いに理解を示しつつも、請願の求める廃止撤回には賛同できず、反対といたします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論はありませんか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番 浦野 雅幸 でございます。

私は、請願第2号に賛成の立場で意見を申し上げます。

本請願は、オアシス篠栗温浴施設の廃止撤回を求められたものです。

廃止の理由は、老朽化による修繕費用の増大や利用者の減少等、様々です。一方で、住民の方々が廃止撤回を求められる背景には、住民への周知と十分な説明がないまま決定されたという、本来とるべき段取り、プロセスが抜け落ちていることに対する疑問や不満、憤りの表れであり、町の姿勢が問われているものと考えます。この不安や不満を払拭するためにも、一度白紙に戻して丁寧な説明や住民に寄り添った議論が必要であると考えます。

以上により、私は本請願に賛成いたします。

○議長（古屋 宏治） 反対討論はありませんか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 請願2号について、反対の立場で討論を行います。

本請願は、既に議会において可決された議案の取り扱いに関するものであります。

請願者である町政を見守る会の方の御意見では、「高齢者の憩いの場であり、健康づくりの役割を果たしている。」また、「説明責任を果たしていない、期限などを明示し段階的に進めるべきだ。」というものでございました。その点につきましては理解をいたします。

しかしながら、温浴施設を安全かつ快適に継続するには、老朽化による大規模改修、運営費の増大、近年の利用状況や福祉ニーズの変化を踏まえると、従来どおりの運営を続けることは財政的に見ても、もはや限界と言えます。町民全体への必要性や公益性を考えますと、公益性が低く維持継続するのは困難な状況であります。これは、住民の皆様にも理解頂けるものだと判断いたします。温浴施設が果たしてきた社会的な役割は区切りを迎え、施設の在り方を子育て支援の強化や、多様化する高齢者福祉への対応として、機能強化されることを期待し反対討論とします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論はありませんか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号6番 横山 でございます。

「篠栗町総合福祉センターにおけるトレーニングルーム及び温浴施設」の廃止撤回を求める請願に賛成いたします。

それでは賛成理由を申し上げます。

この請願は、令和7年第3回定例会での議案第54号、トレーニングルーム及び温

浴施設の廃止並びに貸室の一部を廃止することが議決されたことについて、町民及び利用者に知らせることなく、短期間で廃止を決定する強引なやり方に対し、撤回を求める請願でございます。そして、令和7年第4回定例会において、所管の委員会は執行部の町民に対する説明を聞いた上で判断するという理由で継続審査になりました。

しかし、令和7年12月24日の町長による説明会が開催されましたが町民の質問に答えることができず、その際に、年明けに再度説明会を行う、と言われたまま、いまだ開催されておられません。つまり本案は、12月24日の説明会を判断材料とするということになりますが、この説明会で、町長は町民に対して何ひとつ理解を得られなかったと言わざるを得ない内容でございました。この内容からすると、当然廃止を撤回し、もし将来オアシスを廃止するのであれば、再度説明会を開催し、町民の理解を得た上で廃止案を出すべきものだと思います。

また説明会では、町長はオアシスの改修費6億円必要と発言し、その際に志免町のシーメイト、この温浴施設は5億円費やして改修したので、この金額自体はおかしな金額ではないと町民に説明いたしましたが、志免町に問い合わせるとそのような事実はなく、また志免町の議員からも過去に温浴施設を大規模な改修を行ったことはなく、現在もそのような話は出ていないとのことで、志免町の言われてることが本当であれば、町長は町民に対し虚偽の説明を行ったということになります。

また、実際に改修工事を行えば6億円の金額は下がるかもしれないとも発言し、このように執行部の説明が不正確なまま、議員は判断することができないはずであり、まずは適正かどうかを追究し判断すべきだと思います。そもそも、今回のオアシス廃止は町民に対し周知を徹底しなければならないことを、故意に行わず、説明責任を果たしていない状態であり、そして災害などによる建物が崩壊するといった廃止を急がなければならない緊急性は何ひとつありません。廃止をするにあたり、本来どおり進めることに支障がない中で、理解を得られる説明を行わないまま、強引に廃止を押し通すことになれば、執行部及び議員は町民から疑惑の目を向けられることになり、健全な町づくりとは到底言えないことだと私は思います。

町政、議会に対し、透明性を持って職務を全うする議員としては本案に賛成し、廃止を撤回することを強く申し上げます。

○議長（古屋 宏治） 反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

○議員（荒牧 泰範） 意見良いですか。

○議長（古屋 宏治） 議案に対する意見ですか。

どうぞ、荒牧議員。

どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 私自身は、議会というものは地方自治法 96 条に列記してある 15 項目、これを執行部提案のものを議決して、町の最終意思決定をするのが議会と
思っております。その議会において、最終意思決定をしたものを、これをもし例えば
同じ会期中であれば、一事不再議で、取り扱うことなんか不可能なんです。その精神
からすれば、一旦議会は決定したことを議会自ら覆すなんてことやってたら、議会は
何のためにあるか分かりません。私は先ほどの委員長報告、各々の賛成・反対討論を
聞いてると、ちょっと争点が違うんじゃないの、と思わざるを得ません。

議会としては、執行部が、また新たに次の施設に、もしくはいろんな町民の皆さん
の意見を聞いて存続する方向になったんでそういうことをしたい、という御意見を今
度議決を求められたら、そのときに判断するのが議員であって、説明責任が足りる足
りないなんていうのは執行権の問題で、そこに口出すということは執行権の侵害です。

私としては、この請願自体を取り扱っていることに非常に疑問を持っておりますの
で、一言も申させていただきます。

○議長（古屋 宏治） はい。

討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。

本請願を採択することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 3、反対 8、賛成少数と認め、よって、請願第 2 号は不採択と
することに決定いたしました。

本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和 8 年第 1 回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前 11 時 42 分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

横山 和輝

篠栗町議会議員

品川 静
